

一般社団法人熊本県こども食堂ネットワーク定款

令和5年6月18日改訂

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人熊本県こども食堂ネットワークと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を熊本市に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目 的)

第3条 この法人は、地域において子どもから高齢者に至る世代への支援活動及びこれを推進する諸団体をサポートすることを主目的とし、生活福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 子どもの居場所・食堂などにおける運営への支援事業
2. 子どもや高齢者の生活問題に関わる支援事業
3. 社会貢献に従事する団体等との連携事業
4. 福祉・医療・教育等に関わる地域課題に向けた先進的事業
5. 災害時における被災地支援事業
6. その他、前各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業、およびこの法人の目的を達成する事業

(公 告)

第5条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所にある掲示場に掲示する方法により行う。

第2章 会 員

(会 員)

第6条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一

般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し入会した者（個人又は団体）
- (2) 賛助会員 この法人の事業を援助するために入会した者（個人又は団体）

(入会)

第7条 この法人の会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認があったときに会員となる。

(会費)

第8条 会員は、この法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

- 2 正会員は、社員総会において別に定める会費規程に基づき入会金及び会費を納入しなければならない
- 3 賛助会員は、社員総会において別に定める会費規程に基づき賛助会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (4) 1年間分以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総会員の同意があったとき。

(退会)

第10条 会員は、この法人所定の様式による退会届を提出して、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会の特別議決に基づき、除名することができる。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他会員としての義務に違反する等の正当な事由があるとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が第9条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

(会員名簿)

第13条 この法人は、会員の氏名または名称および住所を記載した会員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(構 成)

第14条 社員総会は、会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(権 限)

第15条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額又はその支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 入会の基準並びに会費の金額
- (6) 会員の除名
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲受け
- (8) 解散及び残余財産の帰属
- (9) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡
- (10) 前各号に定めるものほか、「一般社団・財団法人法」に規定する事項及びこの定款に定める事項

(種類及び開催)

第16条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

- 2 定時社員総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
- (2) 議決権の 10 分の 1 以上を有する会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき。

(招 集)

第 17 条 社員総会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。ただし、すべての会員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

2　社員総会の招集通知は、会日より 1 週間前までに各会員に対して発する。

(議 長)

第 18 条　社員総会の議長は、当該社員総会において選出する。

(定足数)

第 19 条　社員総会は、総会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決 議)

第 20 条　社員総会の決議は、法令又はこの定款に定めがある場合を除き、総会員の過半数が出席し、出席した会員の過半数をもって決する。

(代 理)

第 21 条　社員総会に出席できない会員は、他の会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

この場合においては当該会員又は代理人は代理権を証する書面をこの法人に提出しなければならない。

(書面決議)

第 22 条　社員総会に出席できない会員は、予め通知された事項について書面をもって又は電磁的方法により議決権を行使することができる。

(議事録)

第 23 条　社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。

2　議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員等及び理事会

第1節 役員等

(種類及び定数)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

- (1)理事 3名以上5名以内
- (2)監事 1名以上3名以内

2 理事のうち、1名を理事長とし、「一般社団・財団法人法」上の代表理事とする。

(選任等)

第25条 理事及び監事は社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事会において選定する。
- 3 前項で選定された代表理事は、理事長に就任する。
- 4 理事会は、その決議によって、副理事長、専務理事及び常務理事を選定することができる。
- 5 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 6 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務・権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、その業務執行に係る職務を代行する。
- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長及び副理事長に事故があるとき、又は理事長及び副理事長が欠けたときは、理事長の業務執行に係る職務を代行する。
- 5 常務理事は、この法人の業務を分担執行する。また、専務理事に事故あるとき又は欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、その職務を代

行する。

- 6 理事長、副理事長、専務理事、常務理事及びそれ以外の業務を分担執行する理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。
- 7 理事長、副理事長、専務理事、常務理事及び前項の業務を執行する理事は、毎事業年度毎に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第 27 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第 28 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 任期の満了前に退任した役員の補欠として選任された役員の任期は、その退任した役員の任期の満了する時までとすることができる。
- 4 役員は、第 23 条第 1 項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第 29 条 役員は、いつでも社員総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

- 第 30 条 役員には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。
- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
 - 3 前 2 項に関し必要な事項は、社員総会の決議により別に定める。

(取引の制限)

第31条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間に
おけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除)

第32条 この法人は、役員の「一般社団・財団法人法」第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によつて、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(相談役)

第33条 この法人に相談役を置くことができる。

- 2 相談役は、学識経験者の中から、理事会において任期を定めた上で選任し、理事長が委嘱する。
- 3 相談役は選任及び解任は、理事会において決議する。
- 4 相談役は、理事長の諮問に応え、理事会において意見を述べることができる。
- 5 相談役は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第2節 理事会

(設 置)

第34条 この法人に理事会を設置する。

- 2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権 限)

第35条 理事会は、この定款に別に定めるものほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定

(2) 規則の制定、変更及び廃止

(3) 前各号に定めるものほかこの法人の業務執行の決定

(4) 理事の職務の執行の監督

(5) 理事長及び副理事長、専務理事、常務理事の選定及び解職

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受け

(2) 多額の借財

(3) 重要な使用人の選任及び解任

(4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

(5) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。）の整備

(6) 第32条の責任の一部免除

（種類及び開催）

第36条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度1回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

（招 集）

第37条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合を除く。

2 前条第3項第3号による場合は、理事が、理事会を招集する。

3 理事長は、前条第3項第2号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

(議長)

第38条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第39条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第40条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第41条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名又は記名押印しなければならない。

第5章 基金

(基金の拠出)

第43条 この法人は、社員又は第三者に対し、「一般社団・財団法人法」第131条に規定する基金の拠出を求めることができる。

(基金の取扱い)

第44条 基金の募集・割当て・払込み等の手続、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、理事会の決議によりこれを定める。

(基金の拠出者の権利)

第45条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第 46 条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について、定時
社員総会における決議を得た後、理事会の決議に従って行う。

第 6 章 資産および会計

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に
終わる。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長
が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければ
ならぬ。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号ないし第 6 号の
書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報
告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の
閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の
閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(剰余金の分配の禁止)

第 49 条 この法人は剰余金の分配は行わない。

第 7 章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第 50 条 この定款は、社員総会において、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決により変更することができる。

(合併等)

第 51 条 この法人は、社員総会において、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決により、他の「一般社団・財団法人法」上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第 52 条 この法人は、「一般社団・財団法人法」第 148 条第 1 号及び第 2 号並びに第 4 号から第 7 号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第 53 条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、社員総会の決議により、この法人と類似の事業を目的とする公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させるものとする。

第 8 章 事務局

(設置等)

第 54 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び必要に応じて所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定める。

(部会の設置)

第 55 条 この法人に任意の機関として、第 4 条に掲げる事業を行うために、部会を置くことができる。

- 2 部会の設置及び改廃並びに運営に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第56条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第57条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 補 則

(委 任)

第58条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(法令の準拠)

第59条 本定款に定めのない事項は、すべて「一般社団・財団法人法」その他 の法令に従う。

附 則

(最初の事業年度)

第1条 この法人の最初の事業年度は、この法人の成立の日から令和3年3月31日までとする。

(設立時役員)

第2条 この法人の設立時理事・設立時代表理事・設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	島田 万里
設立時理事	豊田 謙二
設立時理事	三好 正太
設立時代表理事	島田 万里
設立時監事	松田 大輔

(設立時の社員の氏名又は名称及び住所)

第3条 この法人の設立時の社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

熊本県上益城郡益城町大字広崎 1053 番地 1

岩本 淳子

熊本県上益城郡嘉島町大字鰐 1848 番地 1

穴井 智子

熊本市北区榆木四丁目 21 番 6 号

高井 真弓

熊本市東区京塚本町 3 番 1 号

堤 雅

熊本県菊池郡大津町大字室 2124 番地 4 H.K Hills III 202 号

黒川 卓臣

熊本県菊池市泗水町吉富 300 番地 61

茶木谷 与和

熊本市南区鳶町二丁目 9 番 7 号

竹下 紀子

熊本市南区八幡十丁目 1 番 31—3 号

松枝 清美

以上、一般社団法人熊本県こども食堂ネットワーク設立のため、設立時社員
岩本淳子外 7 名の定款作成代理人司法書士渡邊親は、電磁的記録である本定款
を作成し、これに電子署名する。

令和 2 年 8 月 13 日

設立時社員 岩本 淳子

